



平成 20 年 5 月 23 日

各 位

会社名 富士通コンポーネント株式会社
代表者名 代表取締役社長 松村 信威
(コード番号 6719 東証第二部)
問合せ先 常務取締役 望月 晴夫
(TEL 03-5449-7000)

資本準備金の減少及び自己株式（優先株式）の取得枠設定に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 12 月 7 日付けで公表しました「資本準備金の減少及び自己株式（優先株式）の取得枠設定並びに配当予想の修正に関するお知らせ」のとおり、本日開催の取締役会において、下記のとおり、「資本準備金の減少」、「自己株式（優先株式）の取得枠設定」について、平成 20 年 6 月 26 日開催予定の第 7 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 資本準備金の減少について

1. 資本準備金の減少の目的

当社は、自己資本の充実及び財務体質の強化を目的として、平成 16 年 11 月に第 1 種優先株式 30 億円の発行を行い、グループ一丸となって有利子負債の圧縮や業績の向上に努めてまいりました。

平成 20 年 3 月期において、連結資本剰余金が連結欠損金を上回るまで業績を回復させることができたことから、経営課題となっております優先株式の消却と復配への取組みを実施することといたしました。

復配につきましては、平成 20 年 4 月 28 日付け「剰余金の配当（期末配当）に関するお知らせ」のとおり、平成 20 年 6 月 26 日開催予定の当社第 7 期定時株主総会の議決を経て実施することといたしました。

この度、第 1 種優先株式の取得及び消却に備えるため、資本準備金の減少を行い、その他資本剰余金への振り替えを行うものであります。

2. 資本準備金の減少の要領

(1) 減少すべき資本準備金の額

会社法第 448 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年 3 月 31 日現在の資本準備金 1,441,142,250 円全額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものです。

(2) 資本準備金減少の日程

取締役会決議日	平成 19 年 12 月 7 日
株主総会決議日	平成 20 年 6 月 26 日
債権者異議申述公告及び官報掲載日	平成 20 年 7 月初旬（予定）
債権者異議申述最終期日	平成 20 年 8 月中旬（予定）
資本準備金減少の効力発生日	平成 20 年 8 月中旬（予定）

Ⅱ. 自己株式（優先株式）の取得枠設定について

1. 自己株式の取得を行う理由

将来の優先株式の普通株式への転換による希薄化を抑制するとともに、優先株式の配当負担を軽減するため、会社法第 156 条第 1 項に基づき、第 1 種優先株式の一部を取得し、消却するものであります。

2. 取得の内容

- (1) 取得する株式の種類 第 1 種優先株式
- (2) 取得する株式の総数 上限 1,000 株
第 1 種優先株式の発行済株式総数は、2,000 株であります。
- (3) 取得と引換えに交付する金銭等の内容及び総額
内容 金銭
総額 上限 1,010 百万円
- (4) 取得可能期間
資本準備金減少に係る効力が発生したときから、平成 21 年 6 月開催予定の定時株主総会終結のときまで。
- (5) 取得する相手方 富士通株式会社

以上